

特定建設作業の法規制と届出のしおり

指定地域内（市環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）別表第3附表1の区域）で行う特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合していなければなりません。この特定建設作業に伴う建設工事を施工しようとする場合は、市長に届け出なければなりません。

1 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものとなります。

●騒音にかかる特定建設作業の種類

- ① くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）。
- ② びよう打機を使用する作業。
- ③ さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）。
- ④ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）。
- ⑤ コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）。
- ⑥ バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業。
- ⑦ トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業。
- ⑧ ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業。

●振動にかかる特定建設作業の種類

- ① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。
- ② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業。
- ③ 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）。
- ④ ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）。

2 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

| 規制項目 | 規制基準 |
|-----------------|---|
| 騒音の大きさ | 特定建設作業の場所の敷地境界線において85 dB以下 |
| 振動の大きさ | 特定建設作業の場所の敷地境界線において75 dB以下 |
| 夜間又は深夜作業の禁止 | 第1号区域にあつては、午後7時から翌日の午前7時まで 第2号区域にあつては、午後10時から翌日の午前6時まで |
| 1日の制限 | 第1号区域にあつては、1日につき10時間以下 第2号区域にあつては、1日につき14時間以下 |
| 作業時間の制限 | 同一場所において連続6日間以下 |
| 日曜日、その他の休日の作業禁止 | 日曜日、その他の休日における特定建設作業による騒音・振動の発生禁止 |

備考

- 1 第1号区域とは、規則別表第3附表1に掲げる区分のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域で規則別表第3附表2に掲げる敷地の周囲おおむね80m以内の区域ならびにその他の区域
- 2 第2号区域とは、第4種区域のうち第1号区域を除く区域。
- 3 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。